

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2006～2009

課題番号：18530269

研究課題名（和文） 民国期中国に於ける商標保護制度確立に関する研究

研究課題名（英文） Study of Trademark Protection System in Republican China

研究代表者

本野 英一 (MOTONO, Eiichi)

早稲田大学・政治経済学術院・教授

研究者番号：20183973

研究分野：中国近代史

科研費の分科・細目：史学 東洋史（3103）

キーワード：商標、知的財産権、日中関係、日英関係、中英関係

1. 研究計画の概要

1890年代から満州事変前夜にかけて中国で起こっていた外国企業と中国企業との間の商標権侵害紛争の具体的実態、そしてその背後にある中国独自の市場システムとこれにもとづく中国人の行動原理、これに影響される在華外国人の行動原理を明らかにすること。

2. 研究の進捗状況

1890年代から顕在化した中国人による在華外国企業商標権侵害の代表的事例である英米輸入綿布と日本製マッチをめぐる紛争の本質は、中国市場で人気を博した輸入外国商品の販売利権独占に失敗した中国商人による利権参入の試みであることを解明した。

次に、中国史上初の外国企業商標権保護法である「商標註冊試辦章程」の制定施行をめぐる日英の主導権争いを解明した。この法律は、日本政府が清朝政府の要請に応じて送り込んだ農商務省特許局職員の作成した草案によって起草され、登録優先主義に基づく法律であったため、登録手続きで先を越されれば、19世紀から中国で使用されている在華欧米企業所有の商標の商標権は認定されなくなりかねない。このため、イギリスを手動とする西欧諸国はこぞってこの法律に反発し、その執行を無期延期に追い込んだ。

その結果、1923年の商標法制定まで中国には商標保護制度が存在しない状態が続くことになった。商標法の制定をめくっても、登録優先主義をとる日本と、先行使用優先主義をとるイギリスとの対立は尾を引いたが、結局中国政府が日本政府の商標法を下敷きにした商標法を制定したことによってこの

対立には終止符が打たれることになった。

中国に商標保護制度が存在しないことで最も大きな被害を受けたのは日本企業である。彼らの製品は欧米企業に比べて製造に多額の費用と高度な技術を要しない雑貨品が大半であったためである。第一次世界大戦期まで、日本企業は中国商人による商標模造によって大損害を被った。

しかしその反面、日本人製造業者は、欧米企業の模造商品を製造販売する時は、日本在住の華僑や中国商人と積極的に手を組んだ。これは対華 21ヶ条要求をきっかけとする日貨排斥運動を受けて日本商品を直接売り込むことが困難になったため、欧米企業製品の模造品として自社製品を中国に売り込まなくてはならなくなったためであった。

3. 現在までの達成度

遅れている。理由：ここ数年来大部の英語の著書の翻訳（今年1月に刊行）と並行して仕事を進めていたため、史料解読に十分な時間が割けていない。そのため、特に中英間で起こった商標権侵害紛争についての研究が予定より進んでいない。

4. 今後の研究の推進方策

1920年代の情勢変化を商標権侵害紛争と、1923年に制定された商標法の運用過程から分析する研究をまとめる予定。また、辛亥革命前夜から1920年代にかけての中英商標権侵害紛争についてもできれば論文にまとめたい。

5. 代表的な研究成果
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計1件)

本野英一「光緒新政期商標保護制度の挫折と日英対立」(査読あり)(『社会経済史学』第74巻第3号、2008年9月)3~22頁

[学会発表](計2件)

本野英一「從外国勢力来看的中国商標法(1923)的意義—以日本・英国為中心—」(中国商業史論壇報告論文、香港大学、2008年11月28日)

本野英一「清末民初における商標権侵害紛争—特に日本商人・企業の行動を中心に—」(社会経済史学会第七七会全国大会自由論題報告、広島大学、2008年9月27日)